

保護者 様

豊橋市立鷹丘小学校長 山田 浩一

「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」「特別警報」
ならびに「南海トラフ地震臨時情報」発令時の児童の登下校について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、見出しのことにつきまして、下記のような対応となりますのでご確認ください。

記

1 登校前に、豊橋市に警報が発令された場合

(1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① 午前 6 時 00 分までに解除されたとき·····平常通り授業を行う。
② 午前 6 時を過ぎても解除されないとき·····当日は授業を行わない。(休校)

(2) 「大雨警報」や「洪水警報」、「大雪警報」が発令された場合

- ① 原則として、平常通り授業を行う。
 - ② 状況によって、登校が危険と判断される場合には、学校からメール配信にて連絡をする。

(3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 登校させない。
② 「特別警報」が解除されても、学校から登校の連絡があるまでは登校させない。

2 登校後に、豊橋市に警報が発令された場合

(1) 「暴風警報」または「暴風雪警報」が発令された場合

- ① そのときの気象状況等から安全に帰宅することができると判断されるときには、授業を中止して下校する。
 - ② 下校が危険と判断した場合には、安全に下校できるようになるまで学校で待機する。

(2) 「大雨警報」や「洪水警報」「大雪警報」が発令された場合

- ① 気象情報、通学路の状況等を判断して、授業の継続または中止を決定する。
② 通学路が危険と認められ、また帰宅が困難と認められるときは、安全が確保されるまで学校で待機する。

(3) 「特別警報」が発令された場合

- ① 即刻授業を中止し、学校留め置き（待機）とする。
 - ② 気象、道路等の状況情報を収集し、引き渡しができる状況であれば、引き渡しを行う。児童生徒だけの下校はさせません。
 - ③ 「特別警報」解除後も災害の状況、および気象・道路等の状況情報を収集し、児童生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させません。

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合 (以下の「キーワード」の場合)

- (1) 「調査中」・・・・・・・・・・・・・・・・ 平常通り授業を行う。
(2) 「巨大地震警戒・注意」・・・・・・・・ 地震発生に備える対応をし、状況に応じて校長の判断により児童引き渡し等を適宜実施する。

4 緊急時における児童・生徒の下校について

上記以外で、緊急事態が発生した場合には、学校メールで連絡の上、対応させていただきます。